

旧警戒区域内の勤務先工場の閉鎖に伴い、他県のグループ会社に出向したが、適応することができず、精神的疾患に罹患した後、出向先を退職した申立人について、原発事故と相当因果関係を有する損害として、退職による就労不能損害が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（但し、下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

(1) 精神的損害	3,400,000円
(2) 避難費用	
ア 避難交通費	83,000円
イ 家財等購入費用	901,685円
ウ 家賃等	869,783円
(3) 一時立入費用	69,340円
(4) 就労不能損害	13,405,001円
(5) 生命身体的損害	151,800円
(6) 〇〇町所在の家財一式	2,450,000円

上記合計 21,330,609円

期間

上記(1)及び(4)について

自 平成23年 3月11日 至 平成25年12月31日

上記(2)ア及び(3)について

自 平成23年 3月11日 至 平成23年11月30日

上記(2)イについて

自 平成23年 3月11日 至 平成24年 2月29日

上記(2)ウについて

自 平成23年11月25日 至 平成24年 4月30日

上記(5)について

自 平成23年 6月10日 至 平成23年 9月20日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の合計金21,330,609円から既払金3,079,438円を控除した18,251,171円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年1月29日

(仲介委員 永山在浩)